

高校普通科で職業教育を課す場合の問題点

佐々木 享

(i)

高等教育は、学校教育法の目的規定がしめしているように、高等普通教育と専門教育とを併せ課すことを目的としており、これは、高校教育の民主的性格の一つであると考えられる。¹⁾しかし現実には、高校生の約6割が学んでいるいわゆる普通科では、学校教育法の規定に反して、ほとんどの場合に普通教育の教科・科目だけが課され、専門教育(その大部分で職業教育である)の教科・科目は課されていない。

なにごとによらず法律の規定をもちだしたがる文部官僚がかくも長い間にわたって法の規定を無視してきたとは、まことに驚くべきことである。しかし同時に、普通教育と専門教育とを併せ課すべきだといういわば高校教育の基本的性格ともいうべき問題が、長い間役人によってだけではなく、教師や研究者をふくむ多くの高校教育関係者に無視され問題とされることになかったこともまた、驚くべきことである。ものごとの表面だけをみてことを論ずる研究者の一部には、今日の高校教育の最大の問題点が職業学科にあるかの如くにいう人がある。しかし、事実即してみれば、16ないし18才の青年に技術や職業あるいは生産労働に関するどのような教科・科目も課さずに普通科だけを課しているという、普通科のかかえている問題は、高校教育の目的にかかわるものであるから、職業学科のかかえている問題とは比較にならない重要な意義をもっているというべきであろう。

(ii)

戦後の高校教育課程の政策の跡を辿ってみると、普通科においても技術教育ないし職業教育を課すようにしようとする試みはあった

が、種々の理由でこれを必修にすることにはならなかった。²⁾近年、ほんの一部の高校の普通科で職業教育に関する科目を履修させているが、その多くは、その普通科の全部の生徒に学ばせるのではなく、普通科のなかに進学コースと就職コースを設けて就職コースの生徒にだけ履修させているもので、その科目も、施設や設備のあまりいらないと考えられている商業に関する科目が多い。このような場合には、主観的な意図はともかくとして、客観的には、職業教育に関する科目が生徒を差別的に扱う具の一つという意味をもたされる結果になっているおそれがあるといわなくてはならない。77年1月に埼玉で開かれた全国教研集会の技術・職業教育分科会にも、普通科において職業教育の科目を課している実践が三件報告されたが、そのうち二つは就職コースの生徒に課しているものであった。³⁾

最近の高校教育課程改訂に関する審議会の動きのなかでも、ほんの一部に、「技術科」のような教科を新設してこれをすべての生徒に課すべきであるとか、何単位かの職業に関する科目をすべての生徒に課すべきだという意見がみられたが、結局最終答申では日の目をみるに至らなかった。「技術科」を新設してこれをすべての生徒に必修とすべきだという構想は日教組の中央教育課程検討委員会の教育課程改革構想にもみられるが、⁴⁾同委員会の報告書もこのように、この構想を実現するためには、「技術」という教科新設に関する教職員免許法改正や教員養成制度などの制度の整備と、施設設備を充足するための抜本的な施策が必要である。今次改訂では、こうした抜本的改訂は再びあっさり見送られたから、おそらくは従来通りに、普通科

においても職業に関する科目を課すようにすべきだといういわゆる勸奨方針にとどまるものと思われる。

今次改訂では、むしろ前述のような抜本的改善構想にかわるかたちで、「勤労体験学習」なるものが登場し強調されていることが注目される。その内容は必ずしも明らかではないが、自由民主党の『高等学校制度および教育内容改革案』が「校地内の清掃、教室の掃除をはじめ、奉仕活動、実習作業等を生徒みずから行わしめることなどにより、汗を流すことや勤労の喜びを味わせること——これらは、青少年教育の主眼であることを銘記して教科の内外においてその指導に当ること」とのべていることから推察されるように、道德教育の一環としての位置づけが与えられているとみてよいであろう。

(iii)

こうした状況のなかで、学習指導要領による枠組みなどさまざまな困難とたたかいながら、普通科のすべての生徒に職業に関する科目を履修させるとり組みがはじめられたことは注目すべきことである。学習指導要領では女子だけに課すとされている「家庭一般」を男女共修としている実践がその一つである。

5) 農業科をもっていた昼間定時制分校が全日制普通科に転換するなかで、普通科に農業の科目を必修として課するという実践もある。

6) 7) 8) こうした実践をすすめる場合、教育内容の編成、実験実習の予算、産振法の助成の有無、教育の確保、教師集団の合意、中学校をふくむ地域の支持などが問題となるが、「現場教師の意志疎通が一番大切だ」と長崎の教師はのべている。⁸⁾

普通科において職業科目を課す場合、問題になることのひとつは、産振法による助成の有無である。この点につき原正敏先生が76年11月に文部省の助成課に問合せ下さったので、その概要を記しておく。それによる

と、普通科で農業あるいは商業の科目を10単位以上課している場合には、300万円の三分の一を助成し、普通科で工業科目を10単位以上課す場合は450万円の三分の一を助成するみちが公立の高校には開かれている由である。

産振法の助成があれば普通科でも職業科目を課することができるなどというほど問題は単純ではないが、しかし、施設設備やそれに必要な予算がなければ技術教育・職業教育ができないことは確かなのであるから、この方面についての抜本的な助成を声を大にして要求しなければならぬし、要求する必要性と正当性を関係者に理解してもらわなければならないことも確かなことである。

- 1) この点につき詳しくは、拙著『高校教育論』1976年、大日書店刊、の第三章「高校教育の目的について」を参照。
- 2) 原正敏「職業教育の民主化と発展のために」『技術教育研究』第7号、1975年1月、16～19ページ。
- 3) 日本教職員組合編『日本の教育・第26集』1977年、一ツ橋書房。
- 4) 中央教育課程検討委員会報告『教育課程改革試案』1976年、一ツ橋書房、131～151ページ。
- 5) 日本高等学校教職員組合編『高校職業教育の改革——第2回民主的高校教育シンポジウム』1976年、57～66ページ、など。
- 6) 仲村文郎「農村の小さな高校」、『技術と教育』第95号、1975年7月。
- 7) 藤原和正「農業科分校から農業教育をとり入れた普通科分校への取り組み」、兵庫県農業教育研究会編『明日の農業教育をめざして』第2号、1975年、38～50ページ。
- 8) 横林和徳『普通科における農業教育の実践と課題』（日教組第26次・日高教第23次教育研究全国集会報告書）

(名古屋大学)